

答 申 書
(答申第64号)
平成19年11月28日

1 審査会の結論

検視規則・死体取扱規則による死体発見検視・見分報告書、事件指揮簿並びに死体及び所持金品引取書を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、平成〇年〇月〇日〇〇警察署で取り扱った変死事案（以下「本件事案」という。）の捜査内容が分かる書類である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、①「検視規則・死体取扱規則による死体発見検視・見分報告書」、②「事件指揮簿」並びに③「死体及び所持金品引取書」（以下「本件公文書」という。）を特定し、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）及び同項第1号で適用する同条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から、司法審査の場においては、裁判所は公安委員会又は警察本部長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理・判断するのが適当であるというもので、これを適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関は、本件事案は犯罪に起因するものではないことが確定した変死事案ではなく、遺体発見当初から事件性を視野に入れて所要の捜査活動、捜査指揮等を行っているものであるとして、本件公文書には特定事案の捜査に従事する捜査員、事案の概要、捜査方針、指揮事項等の具体的な捜査内容が記載されており、これが明らかになると同種犯罪を企図する者に捜査の具体的手法、技術、体制等の有意な情報を与えることになり、偽装工作、証拠隠滅等が可能となるなど捜査活動に支障が

生ずるおそれがあると認められると主張する。

ウ 実施機関に対し、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由について、当審査会が説明を求めたところ、実施機関は次のように説明した。

(ア) 「検視規則・死体取扱規則による死体発見検視・見分報告書」は、犯罪による死体、犯罪による疑いのある死体、犯罪によらない死体にかかわらず、変死体発見の際に検視終了後作成する書類であり、事件性を判断する上での着眼点や初動捜査の内容、事件情報及び証拠資料の入手程度、捜査員の体制等の情報が記載されていることから、これらの情報が開示されると、捜査の具体的な手法、技術、体制等の情報が明らかになり、殺人事件を自殺、事故等に偽装しようとする者等に有意な情報を与え、偽装工作、証拠隠滅を容易にするなどの捜査への支障が生ずるおそれがある。

(イ) 「事件指揮簿」は、警察で認知した特定事件の捜査につき、警察本部長や警察署長等が行った捜査指揮の内容、経過及び責任の所在を明らかにするために作成する書類であり、特定の事件に関する捜査指揮の内容、警察が収集した捜査情報の内容、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等が記載されていることから、これらの情報が開示されると、犯罪を企図する者に捜査の具体的な手法、技術、体制等の有意な情報を与え、偽装工作、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるおそれがある。

(ウ) 「死体及び所持金品引取書」は、変死者の遺体や所持金品を遺族又は市町村長に引き渡す際に作成する書類であり、引取者及び死体に関する情報並びに死亡者が所持していたものと判断される金品に関する情報が記載されており、犯罪死体や事件性の有無が判然としない変死事案において、これらの情報が開示されると、事件捜査で警察が死亡者の身元に関するどのような情報をどの程度まで推定又は把握するのか、さらには、死体や遺留物をどの程度同人のものと特定して措置するのかが明らかとなる。

これらの情報は、死体発見から引取りに至るまでの捜査の経緯が推測できるものであることから、犯罪を企図する者等に有意な情報を与えることとなり、偽装工作、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど捜査に支障が生ずるおそれがある。

エ 実施機関は、当審査会に対して、本件公文書と捜査活動等の関係を具体的に示しており、それらによれば、本件公文書を開示した場合、警察の捜査手法等の分析が可能となり、犯罪を企図する者等が偽装工作、証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあるなど、犯罪の捜査等に支障を及ぼすおそれがあると認めることができる。

よって、「捜査の具体的な手法、技術又は体制に関する情報」に該当するとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

したがって、本件公文書は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

なお、実施機関は、本件公文書が1号情報に該当するとも主張するが、結論は上記のとおりであり、これについての判断はするまでもない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、実施機関が全ての公文書の存否を明らかにしないままで自己の判断で開示請求の対象を本件公文書に限定することは違法とし、本件事案の捜査内容が分かる一切の書類を開示するよう主張する。

実施機関の主張は、本件開示請求に係る一切の公文書の存在を認めた上で、本件公文書以外は条例第28条第1号に規定する訴訟に関する書類であるから、条例の適

用除外として本件開示請求の対象公文書から除外して本件処分を行ったというものである。

当審査会が、本件開示請求の対象公文書から除外された公文書（以下「本件除外公文書」という。）を見分したところ、本件除外公文書は、司法警察官が犯罪捜査に関して作成する書類の様式を定めた司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年3月30日付け最高検企第54号）に基づき作成された書類のほかには、捜査報告書、電話通信用紙等の書類であり、いずれも刑事司法手続の一環である捜査の過程で作成・取得された書類であると認められた。

したがって、本件除外公文書は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例第28条第1号に該当し、条例の適用除外公文書であると判断する。

イ 審査請求人は、本件開示請求は、長年生き別れとなっていた実兄の人生に関わる全てを知りたいとする実妹の願いに基づくものであり、開示したとしても事案の性質上、今後の捜査への悪影響は考えられず、この願いに応じなかった本件処分は著しく不相当であるとし、また、本件処分により請求人の母が現在入院しているとして公益上の必要性からも条例第11条の規定を適用して開示すべきと主張する。

しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者は誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、審査請求人の主張は、理由がないものと判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

(5) 実施機関に対する意見について

実施機関は、上記(4)のイのとおり条例第28条第1号に規定する「刑事訴訟法第53条の2に規定する訴訟に関する書類及び押収物」を条例の適用除外として本件開示請求の対象公文書から除外して本件処分を行った。

当審査会としては、実施機関は、開示請求に係る公文書に条例第28条第1号に規定する訴訟に関する書類及び押収物に該当するものがあつた場合は、開示請求者にその旨説明し、開示請求書の提出があつたときは、開示請求の対象となつた公文書について速やかに開示決定等を行い、通知する必要があるものとする。

実施機関においては、今後、事務処理の改善を望むものである。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年5月30日	○ 諮問書の受理（諮問番号59） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年6月5日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成19年7月11日	○ 審査請求人から意見書の提出
平成19年7月11日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審査請求人の意見陳述 ○ 審議
平成19年8月7日 （第二部会）	○ 審議
平成19年9月11日 （第二部会）	○ 審議
平成19年10月22日 （第二部会）	○ 審議
平成19年11月26日 （第25回審査会）	○ 答申案審議
平成19年11月28日	○ 答申